

③保険料「均等割額」の軽減

軽減割合	世帯(被保険者と世帯主)の平成28年中の総所得金額等の合計額
9割軽減	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯で、被保険者全員が所得0円の場合(公的年金控除額は80万円として計算)
8.5割軽減	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯
5割軽減	「33万円(基礎控除額) + 27万円×世帯の被保険者数」以下の世帯
2割軽減	「33万円(基礎控除額) + 49万円×世帯の被保険者数」以下の世帯

(注)均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。

ただし譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万(65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。

なお、軽減判定日は4月1日または資格を取得した日となります。

70歳以上の皆さんへ 平成29年8月から、高額療養費の上限額が変わります

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。

そのため、平成29年8月から、70歳以上の皆さんの高額療養費の上限額が変わります。ご理解をお願いします。

平成29年7月まで				平成29年8月から			
適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)			外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数回44,400円 ※2>			57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数回44,400円 ※2>
一般	課税所得 145万円未満の方 (※1)	12,000円	44,400円			14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 <多数回44,400円 ※2>
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円			8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入 80万円以下など)		15,000円				15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円未満の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額がさがります。

【問 合 先】 住民課 ☎388-1115